

小田原市文化によるまちづくり条例

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところであり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきた。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきた。歴史や風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがえられる。

多様な文化を振興することにより、市民一人一人が生涯を通じて心豊かな暮らしを実現することを願うとともに、将来にわたるまちの活性化や持続的な発展のために、文化によるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化の継承、創造、発展、発信等の文化の振興及びこれによるまちづくりに関し、基本理念及び推進を図るための基本となる事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化は、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての人に社会参加及び交流の機会を開く基盤であるとの認識の下、その振興を図るものとする。

2 文化の振興に当たっては、小田原の歴史及び風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化を守り、育てるとともに、市民の自由な活動により新たな文化が構築されるよう配慮するものとする。

3 文化の振興に当たっては、市民一人一人の自主性、創造性及び多様性を尊重するものとする。

4 文化の振興に当たっては、観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携を図り、相互に影響を与え合い、磨かれる循環を創出することにより、まちを活性化させ、まちの魅力を高めるものとなるよう配慮するものとする。

(市民による文化の振興)

第3条 市民は、前条の基本理念にのっとり、一人一人が文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承し、創造し、発信するよう努めるものとする。

(市の責務及び施策の方向性)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、全ての市民が文化に親しみ、創造活動を行うための機会の充実及び環境の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、城跡、歴史的建造物等をはじめとする文化財その他の多様な文化資源を適切に保存し、磨きをかけ、その価値が十分に発揮されるように活用することにより、小田原の文化の後世への継承と発展に寄与するため必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、文化活動に関わる市民及び団体への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

5 市は、次代を担う子どもたちが豊かな心、創造性等を育むことができるように、多様な文化に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

6 市は、小田原の文化に関する取組、市民による文化活動等の情報を、市民及び文化活動に関わる団体等と協力し、積極的に市内外に発信することにより、文化を通じた様々な交流を促進するものとする。

7 市は、小田原ゆかりの文化に携わる人々との連携、小田原の特色ある文化資源を生かすこと等を通じて、市民及び市を訪れる多くの人々の交流を促し、文化の発展とまちの魅力の向上に努めるものとする。

8 市は、前各項の規定による施策を実施するため必要な体制の整備及び財政上の措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市長は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、第2条の基本理念並びに前条の市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する小田原市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(小田原市文化振興審議会)

第6条 基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の

諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 前項に規定するもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。